

違法伐採問題に対する取り組み強化を求める意見書

森林は、木材の供給を初め、水源のかん養、国土の保全、地球環境の保全など、私たちの生活環境を守る上で重要な役割を果たしている。

特に、日本は京都議定書で、温室効果ガス削減目標 6 %のうち 3. 9 %を森林の吸収量で確保することとしており、森林の適正な整備・保全は国際的な約束を達成するためにも不可欠なものである。

そして地球規模から、国内の森林はもとより世界中の森林が、その機能を最大限かつ持続的に発揮できるよう努めなければならない。

世界の森林は熱帯林等を中心に減少を続けているが、その大きな要因の一つである違法伐採は、今や地球環境を保全する上で大きな問題となっており、森林の減少・劣化による環境破壊や地球温暖化を加速させるとともに地球規模での持続可能な森林経営を著しく阻害するものであり、我が国の森林・林業・木材産業へ与える影響も深刻なものとなっている。

本年 7 月の英国で開催されたサミットにおいては、違法伐採は、伐採が行われている国のみならず、その木材を輸入している国を含めて対応すべき問題であり、違法伐採問題については国際社会が協力して、世界全体で持続可能な森林経営を推進していくことが重要である旨、大きく取り上げられている。

世界有数の木材輸入国である我が国においては、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方に基づいて、合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の政府調達や、世界各国の協力のもと、違法伐採木材の輸入と取引を規制する行動規範の策定など違法伐採問題に対する取り組みをさらに強化するとともに、国内の違法伐採対策の実施に当たっては、地域材の利用が推進されるよう十分配慮し、必要な支援措置を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 17 年 12 月 15 日

和歌山県議会議長 吉井 和 視

(意見書提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣
林野庁長官